

(規約型企業年金規約承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣

又は

厚生(支)局長 殿

住 所

事業所名称

事業主名

規約型企業年金規約承認申請書

標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 規約型企業年金規約(案)
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
4. 納付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
5. 資産管理運用契約に関する書類
6. 労働協約等の写し
7. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
8. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
9. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

様式A2

(規約変更承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣
又は
厚生(支)局長 殿

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

規約型企業年金規約変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法第6条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
5. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
6. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
7. その他必要な書類

様式A3

(規約変更届出書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

申請者 規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称

規約型企業年金規約変更届出書

標記について、確定給付企業年金法第7条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
5. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
6. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
7. その他必要な書類

様式A4

(規約型企業年金の統合承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

規約型企業年金の統合承認申請書

上記申請者が実施する規約型企業年金を統合することについて、確定給付企業年金法第74条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 統合された規約型企業年金の規約(案)
2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
4. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
5. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
6. 承認前の制度の規約
7. その他必要な書類

様式A5

(規約型企業年金の分割承認申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生(支)局長 殿

申請者 規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称

規約型企業年金の分割承認申請書

規約型企業年金を次のように分割することについて、確定給付企業年金法第75条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

分割後の規約型企業年金を実施する事業主

(1) 住 所

事業所名称

事業主名称

(2) 住 所

事業所名称

事業主名称

記

1. 労働組合等の同意
2. 分割された規約型企業年金の規約
3. 分割された規約型企業年金の給付設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
4. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
5. 承認前の制度の規約
6. その他必要な書類

様式A6

(規約型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生(支)局長 殿

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

規約型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書

次に掲げる規約型企業年金の権利義務の移転(承継)について、確定給付企業年金法第79条第1項(第2項)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 権利義務の移転を申し出ようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号
2. 権利義務を承継しようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号(実施していない場合は事業主の名称のみ)
3. 移転する権利義務の限度

記

1. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
2. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
3. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
4. その他必要な書類

様式A7

(規約型企業年金終了承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

規 約 型 企 業 年 金 終 了 承 認 申 請 書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第97条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
2. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
3. 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類
4. 終了後における財産の処分の方法
5. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
6. その他必要な書類

様式A8

(規約型企業年金財産目録等の承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

清算人 住 所
氏 名

規 約 型 企 業 年 金 財 産 目 錄 等 承 認 申 請 書

下記の規約型企業年金について、確定給付企業年金法施行令第60条の規定に基づき、財産の状況について調査を行った結果、別添の財産目録及び貸借対照表のとおりとなりましたので、承認申請します。

記

規 約 番 号
住 所
事業所名称
事業主名称

様式A9

(規約型企業年金決算報告書承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

清算人 住 所
氏 名

清算 結了に伴う決算報告書の承認申請書

下記の規約型企業年金について、確定給付企業年金法施行令第63条の規定に基づき、別添の決算報告書について承認申請します。

記

規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

様式A10

(規約型実施事業所の減少に関する承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

実施事業所の減少に関する承認申請書

標記について、確定給付企業年金法第78条の2の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 減少させようとする実施事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意書
2. 掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類
3. 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類
4. その他必要な書類

(特別算定承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号
住 所
事業所名称
事業主名称

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

(特別算定方法変更承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式A13

(特別算定方法中止届出書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号
住所
事業所名称
事業主名称

特別算定方法中止届出書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

特別算定方法中止理由書

様式B1

(企業年金基金設立認可申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

企業年金基金設立認可申請書

企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 基金型企業年金規約（案）
2. 加入者となる者の数を示した書類
3. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
5. 納付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
6. 基金資産運用契約に関する書類
7. 労働協約等の写し
8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
9. 労使合意に至るまでの経緯
10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

様式B2

(規約変更認可申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣
又は
厚生(支)局長 殿

申請者 基金番号
住所
基金名称
理事長名

企業年金基金規約変更認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第16条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式B3

(規約変更届出書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

企業年金基金規約変更届出書

標記について、確定給付企業年金法第17条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式B4

(企業年金基金合併認可申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

企業年金基金合併認可申請書

次に掲げる企業年金基金との合併について、確定給付企業年金法第76条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 合併しようとする基金の名称、基金番号及び加入者の数
2. 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称

記

1. 合併により設立される基金規約(案)
2. 合併により設立される基金の給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
3. 代議員会会議録
4. その他必要な書類

様式B5

(企業年金基金分割認可申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

企業年金基金分割認可申請書

企業年金基金を次のように分割することについて、確定給付企業年金法第77条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 分割しようとする基金の名称及び基金番号
2. 分割により設立される基金の名称、住所及び加入者となる者の数又は分割存続する基金の名称及び加入者となる者の数
3. 分割により設立される基金が承継する権利義務の限度

記

1. 分割により設立される基金規約(案)
2. 分割により設立される基金の給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
3. その他必要な書類

様式B6

(基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書

次に掲げる基金型企業年金の権利義務の移転(承継)について、確定給付企業年金法第79条第1項(第2項)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 権利義務の移転を申し出ようとする企業年金基金の名称及び基金番号
2. 権利義務を承継しようとする企業年金基金の名称及び基金番号(実施していない場合は基金の名称のみ)
3. 移転する権利義務の限度

記

1. 代議員会の会議録
2. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
3. その他必要な書類

様式B7

(企業年金基金解散認可申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

企業年金基金解散認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第85条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 解散理由
2. 認可申請前1ヶ月以内の財産目録及び貸借対照表
3. 認可申請前1ヶ月以内の積立金の額並びに当該時点を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額及びその算定の基礎となった書類
4. 解散後における財産の処分の方法
5. 基金の事業を継続することが不可能となったことを証する書類（基金の事業の継続が不可能となったことを理由に解散する場合）
6. 企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合は、加入者の1/2以上の同意を得たことを証する書類（確定拠出年金に資産を移換する場合）
7. 代議員会会議録の謄本又は抄本

様式B8

(企業年金基金財産目録等承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

清算人 住 所
氏 名

企業年金基金の解散に伴う財産目録等承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第60条の規定に基づき、財産の状況について調査を行った結果、別添の財産目録及び貸借対照表のとおりとなりましたので、承認申請します。

記

基金番号
住 所
基金名称
理事長名

様式B9

(企業年金基金決算報告書承認申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生(支)局長 殿

清算人 住 所
氏 名

清算結了に伴う決算報告書の承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第63条の規定に基づき、別添の決算報告書のとおり承認申請します。

記

基金番号

住 所

基金名称

理事長名

様式B10

(企業年金基金実施事業所の減少に関する認可申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

実施事業所の減少に関する認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第78条の2の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 加入者となる者の数を示した書類
2. 掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類
3. 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

(特別算定承認申請書)

第
(元号) 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

(特別算定方法変更承認申請書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

(特別算定方法中止届出書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名称
理事長名

特別算定方法中止届出書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

特別算定方法中止理由書

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。

(規約型企業年金の場合)

規約番号 : 号

実施事業所名 :

(基金型企業年金の場合)

基金番号 : 号

基金名 :

給付の設計の基礎を示した書類

掛金の計算の基礎を示した書類

財政再計算報告書

決算に関する報告書

終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書

令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類

(元号) 年 月 日

年金数理人番号

年金数理人氏名

(所属法人名 :)

(留意事項)

- 確認した書類の 欄にチェックを入れること。
- 2以上の厚生年金適用事業所で実施する規約型企業年金については、実施事業所のうち主たる実施事業所の名称を記載すること。
- 簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係る書類については、当分の間、年金数理人番号及び年金数理人氏名の欄は記載を要しない。ただし、所属法人名の欄に年金数理業務の業務委託先の名称を記載すること。

規約(基金)番号
実施事業所(基金)名

号

給付の設計の基礎を示した書類

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(施行日:平成 年 月 日)

様式C2-イ 納付の設計の基礎を示した書類

1. 納付の区分 () <以下納付の区分ごとに作成すること。>

2. 納付の種類

老齢給付金 脱退一時金 遺族給付金 障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

全ての厚生年金保険の被保険者 一部
具体的な範囲 ()

(1) 加入者資格取得時期

入社時
 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
 その他 ()
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

過去期間通算あり
具体的に ()

(3) 加入者資格喪失時期

退職時 または 満 歳 月到達時
 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
 その他 ()

(4) 加入者期間の計算方法

月単位 年単位 その他 ()

4. 納付の額の算定方法

令第24条第1項第1号の方法
 令第24条第1項第2号の方法
 厚生年金の標準報酬月額
 退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()
 別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

定額
 厚生年金の標準報酬月額
 退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()
 別途定めるポイント

(再評価の指標)

規則第29条第1号
 規則第29条第2号 具体的な指標 ()
 規則第29条第3号

令第24条第1項第4号の方法(※)

規則第25条第1号から第3号の方法
 規則第25条第4号の方法(リスク分担型企業年金)

※ 令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

5. 紹介の額の改定

有 無

(額の改定の方法)

(額の改定の指標)

- 規則第29条第1号
- 規則第29条第2号 具体的な指標()
- 規則第29条第3号

※ 規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標を上記に記載すること。

6. 紹介の支給要件

紹介の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
障害給付金		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関する記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

7. 規約の変更に伴う紹介の額の減額 (規約変更時のみ)

- (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。)
- (2) (1)以外で、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。)
- (3) (1)及び(2)以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。
- (4) (1)及び(2)以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。
- (5) (1)及び(2)以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。
- (6) (1)から(5)以外で、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- 上記のいずれにも該当しない。(給付の額の減額には該当しない。)

※ (6)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わないものとすることができます。

[備考]

(上記(1)から(6)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記(1)から(6)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。)

様式C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 給付の種類

- 老齢給付金 脱退一時金 遺族給付金

2. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者 一部
具体的な範囲 ()

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時
 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
 その他 ()
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり
具体的に ()

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月到達時
 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
 その他 ()

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位 年単位 その他 ()

3. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法
 令第24条第1項第2号の方法
 厚生年金の標準報酬月額
 退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()
 別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

- 定額
 厚生年金の標準報酬月額
 退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()
 別途定めるポイント

(再評価の指標)

- 規則第29条第1号
 規則第29条第2号 具体的な指標 ()
 規則第29条第3号

令第24条第1項第4号の方法(※)

- 規則第25条第1号から第3号の方法

※ 令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

4. 納付の額の改定 (受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。)に限る。)

有 無

(額の改定の方法)

(額の改定の指標)

- 規則第29条第1号
- 規則第29条第2号 具体的な指標()
- 規則第29条第3号

※ 規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標:上記に記載すること。

5. 納付の支給要件

納付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関する記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

6. 規約の変更に伴う納付の額の増額又は減額 (規約変更時のみ)

- (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。)
- (2) (1)以外で、全部又一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかつたとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。)
- (3) (1)及び(2)以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。
- (4) (1)及び(2)以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。
- (5) (1)から(4)以外で、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- 上記のいずれにも該当しない。(給付の額の減額には該当しない。)

※ (5)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わなものとすることができます。

[備考]

(上記(1)から(5)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記(1)から(5)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。)

様式C2 - 工 納付の設計の基礎を示した書類

(企業型年金の資産管理機関又は独立行政法人勤労者退職金共済機構への資産の移換に係る必要事項)

資産の移換に係る積立状況 (平成 年 月 日現在)

純 資 産 額 の う ち 移 換 に 係 る 額	円
移 換 に 係 る 最 低 積 立 基 準 額	円
一 括 抱 出 額	円

(注) の場合については、は「-」を記載すること。

純資産額のうち移換に係る額の計算方法

- (注1) 納付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関又は独立行政法人勤労者退職金共済機構に積立金を移換する場合に提出すること。
- (注2) 額の算定は、規約の施行日の5カ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として行う。

規約(基金)番号 号

実施事業所(基金)名

掛金の計算の基礎を示した書類

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(計算基準日:平成 年 月 日)

様式C3 - イ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)

区分	給付区分	区分A	区分B
数理上掛金	標準掛金		
	特別掛金		
	予定償却完了日		
	リスク対応掛金		
	予定拠出完了日		
	特例掛金		
規約上掛金	標準掛金		
	うち加入者負担分		
	特別掛金		
	うち加入者負担分		
	リスク対応掛金		
	うち加入者負担分		
数理債務	特例掛金		
	うち加入者負担分		
	数理債務		
	特別掛金収入現価		
	リスク対応掛金収入現価		
	特例掛金収入現価		
数理上資産額	数理上資産額		
	[備考]		

(注1)複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(様式C3 - ウ、エ、オにおいて同じ。)

(注2)「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。

(注3)中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注4)「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。

(注5)リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。

(注6)特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合は、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。

様式C3 - ウ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式()		
予定利率(%)()		
基準死亡率に乗じた率		
加入者()		
受給者及び待期者()		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%)()		
最終年齢(歳)()		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ベア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人)()		
(イ) 平均年齢(歳)()		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法()		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない(()は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

2. 掛金率算定表

			区分A	区分B
給付現価	合計 (+ +)			
	通常予測給付現価 (~ ~)			
	将来加入者			
	現在加入者(将来分)			
	現在加入者(過去分)			
	年金受給者			
	待期者			
	その他の受給者			
	財政悪化リスク相当額			
	合計((a)~(c))			
次回の財政再計算時の積立不足の見込額	利差損(a)			
	脱退差損(b)			
	昇給差損(c)			
給与現価	計(、)			
	現在加入者			
	将来加入者			
標準掛金率(数理上)				
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
数理債務(+ -)				
数理上資産額				
うち、別途積立金として留保する額				
うち、承継事業所償却積立金として留保する額				
未償却過去勤務債務残高(- - + +)			②①	
特別掛金収入現価			②②	
リスク対応掛金収入現価			②③	
追加拠出可能額現価(- - ②② - ②③ - + +、ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)			②④	
特別掛金(②①に係る分、規約上)(予定償却期間 年 月)			②⑤	
リスク対応掛金(規約上)(予定拠出期間 年 月)			②⑥	
特例掛金(に係る分、規約上)(予定償却期間 年 月)			②⑦	
[備考]				

(注) 1. は、原則として の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。

2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動債務及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。

4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。

5. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))

			区分A	区分B
通常 予 測 給 付 現 価				
リスク 対象 資産		合 計 (~)		
		国 内 債 券		
		国 内 株 式		
		外 国 債 券		
		外 国 株 式		
		一 般 勘 定		
短 期 資 産				
そ の 他 資 産				
財 政 悪 化 リ ス ク 相 當 額	補 正 後 合 計 (× MIN(, +) /)			
	単 純 合 計 (~)			
	国 内 債 券 (× 5 %)			
	国 内 株 式 (× 50 %)			
	外 国 債 券 (× 25 %)			
	外 国 株 式 (× 50 %)			
	一 般 勘 定 (× 0 %)			
短 期 資 産 (× 0 %)				

[備考]

(注) / (+)が20%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(標準算定方法))

			区分A	区分B
定 常 状 態 に お け る 積 立 金				
資産の構成割合 リスク対象資産	合 計 (~)		%	%
	国 内 債 券		%	%
	国 内 株 式		%	%
	外 国 債 券		%	%
	外 国 株 式		%	%
	一 般 勘 定		%	%
	短 期 資 産		%	%
そ の 他 資 産			%	%
資産に係るリスク	補 正 後 合 計 (× 100 % /)			
	合 計 (~)			
	国 内 債 券 (× × 5 %)			
	国 内 株 式 (× × 50 %)			
	外 国 債 券 (× × 25 %)			
	外 国 株 式 (× × 50 %)			
	一 般 勘 定 (× × 0 %)			
短 期 資 産 (× × 0 %)				
予 定 利 率 低 下 リ ス ク				
財 政 悪 化 リ ス ク 相 当 額 (+)				

[備考]

- (注) 1. 資産の構成割合は、政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた資産の構成割合とすること。
 2. が10%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)

(1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要

(自由様式)

(2) 財政悪化リスク相当額算定表

(自由様式)

- (注) 1. (1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要は、特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。なお、リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。
2. (2) 財政悪化リスク相当額算定表は、財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。
3. リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。

様式C3 - 工 総括表（掛金の計算の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

区分		
数理上掛金	標準掛金	
	特別掛金	
	予定償却完了日	
規約上掛金	標準掛金	
	うち加入者負担分	
	特別掛金	
	うち加入者負担分	
数理債務		
特別掛金収入現価		
数理上資産額		
[備考]		

(注)中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

様式C3 - オ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式()	
予定利率(%)()	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数(人)()	
(イ) 平均年齢(歳)()	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法()	
(イ) 平滑化期間(年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない(()は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価	
標準掛金収入現価	
数理債務(-)	
数理上資産額	
うち、別途積立金として留保する額	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	
未償却過去勤務債務残高(- + +)	
特別掛金(規約上)(予定償却期間年月)	
[備考]	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額（流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額）に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

2. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

様式 C4 - ア

規約(基金)番号 号

実施事業所(基金)名

財政再計算報告書

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(計算基準日:平成 年 月 日)

様式C4-イ 総括表 (財政再計算報告書)

区分	給付区分	区分A	区分B
数理上掛金	標準掛金	()	()
	特別掛金	()	()
	予定償却完了日	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	予定拠出完了日	()	()
	特例掛金	()	()
規約上掛金	標準掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	特別掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	リスク対応掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
数理債務	特例掛金	()	()
	うち加入者負担分	()	()
	数理債務	()	()
	特別掛金収入現価	()	()
	リスク対応掛金収入現価	()	()
	特例掛金収入現価		
数理上資産額	数理上資産額		
	[備考]		

(注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。）

(注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人労働者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。

(注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。

(注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。

(注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合は、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。

(注8) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。

(注9) 法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4 - ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式()		
予定利率(%) ()	()	()
基準死亡率に乘じた率		
加入者()	()	()
受給者及び待期者()	()	()
障害給付金受給者	()	()
計算上の平均脱退率(%) ()	()	()
最終年齢(歳)()	()	()
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)	()	()
(イ) ベア率(%)	()	()
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)	()	()
(イ) 加入年齢(歳)	()	()
(ウ) 給与額(円)	()	()
(I) 平均加入期間(年)	()	()
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人)()	()	()
(イ) 平均年齢(歳)()	()	()
(ウ) 平均給与額(円)	()	()
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法()		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない (()は必須) ものとし、その他用いた計算基礎

がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

2. 掛金率算定表

			区分A	区分B
合 計 (+ +)				
通常予測給付現価(~)				
将来加入者 現在加入者(将来分) 現在加入者(過去分) 年金受給者 待期者 その他の受給者				
給付現価				
財政悪化リスク相当額				
次の財政再計算時の積立不足の見込額			合計((a)~(c))	
			利差損 (a) 脱退差損 (b) 昇給差損 (c)	
給与現価			計()	
現在加入者 将来加入者				
標準掛金率(数理上)				
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
数理債務(+ -)				
数理上資産額				
うち、別途積立金として留保する額				
うち、承継事業所償却積立金として留保する額				
未償却過去勤務債務残高(- - + +)			②1	
特別掛金収入現価			②2	
リスク対応掛金収入現価			②3	
追加拠出可能額現価 (- - - ②2 - ②3 - + + 、 ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)			②4	
特別掛金(②1 に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)			②5	
リスク対応掛金(規約上) (予定拠出期間 年 月)			②6	
特例掛金(に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)			②7	
[備考]				

(注) 1. は、原則として の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。

2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。
5. リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))

		区分A	区分B
通常予測給付現価			
リスク対象資産	合計(~)		
	国内債券		
	国内株式		
	国外債券		
	国外株式		
	一般勘定		
短期資産			
その他の資産			
財政悪化リスク相当額	補正後合計 (× MIN(, +) /)		
	単純合計(~)		
	国内債券(× 5 %)		
	国内株式(× 50 %)		
	国外債券(× 25 %)		
	国外株式(× 50 %)		
	一般勘定(× 0 %)		
短期資産(× 0 %)			

[備考]

(注) / (+)が20%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(標準算定方法))

			区分A	区分B
定 常 状 態 に お け る 積 立 金				
資産の構成割合 リスク対象資産	合 計 (~)		%	%
	国 内 債 券		%	%
	国 内 株 式		%	%
	外 国 債 券		%	%
	外 国 株 式		%	%
	一 般 勘 定		%	%
	短 期 資 産		%	%
そ の 他 資 産			%	%
資産に係るリスク	補 正 後 合 計 (× 100 % /)			
	合 計 (~)			
	国 内 債 券 (× × 5 %)			
	国 内 株 式 (× × 50 %)			
	外 国 債 券 (× × 25 %)			
	外 国 株 式 (× × 50 %)			
	一 般 勘 定 (× × 0 %)			
短 期 資 産 (× × 0 %)				
予 定 利 率 低 下 リ ス ク				
財 政 悪 化 リ ス ク 相 当 額 (+)				

[備考]

- (注) 1. 資産の構成割合は、政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた資産の構成割合とすること。
 2. が10%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)

(1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要

(自由様式)

(2) 財政悪化リスク相当額算定表

(自由様式)

- (注) 1. (1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要は、特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。なお、リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。
2. (2) 財政悪化リスク相当額算定表は、財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。
3. リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認若しくはリスク算定告示第4条第1項の特別算定方法の変更承認の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。

様式C4 - ウ' 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類 (非継続基準)

1. 対象に該当することとなった財政検証の基準日

平成____年____月____日

2. 積立比率の回復 (回復計画) に必要な掛金 (率)

掛 金 (率)	変 更 日						
平成 年 月 日							
平成 年 月 日							
平成 年 月 日							
平成 年 月 日							

変更前の掛金 (率) : _____

3. 積立比率の推計

(金額単位: 百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 額							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額							
積 立 比 率 /							

運用利回りの前提 : _____

(注) 積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

様式C4 - 工 総括表（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

区分		
数理上掛金	標準掛金	()
	特別掛金	()
	予定償却完了日	()
規約上掛金	標準掛金	()
	うち加入者負担分	()
	特別掛金	()
	うち加入者負担分	()
数理債務		()
特別掛金収入現価		()
数理上資産額		
[備考]		

(注1)中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注2)法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4 - 才 掛金計算基礎（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式()	
予定利率(%) ()	()
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数(人)()	()
(イ) 平均年齢(歳)()	()
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法()	
(イ) 平滑化期間(年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない (()は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価	
標準掛金収入現価	
数理債務(-)	
数理上資産額	
うち、別途積立金として留保する額	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	
未償却過去勤務債務残高(- + +)	
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	
[備考]	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額（流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額）に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

2. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

様式C4 - 力 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 対象に該当することとなった財政検証の基準日

平成____年____月____日

2. 積立比率の回復（回復計画）に必要な掛金（率）

掛 金 (率)	変 更 日
平成 年 月 日	

変更前の掛金（率）：_____

3. 積立比率の推計

(金額単位：百万円)

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年 度 末 純 資 産 額								
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額								
積 立 比 率 /								

運用利回りの前提：_____

(注) 積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

様式 C5 - ア

規約(基金)番号 号

実施事業所(基金)名

終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(計算基準日:平成 年 月 日)

様式C5 - イ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類

終了時の積立金の額 円

終了時の最低積立基準額 円

最低積立基準額の算定に用いた予定利率 %

(注) 納付の区分毎に記述するものとする。

(明細書)

()

(頁)

(記入上の注意)

1. この明細書は、制度終了日において加入者である者と、それ以外の者とは別葉とすること。また、給付の区分が複数ある場合にあっては、区分毎に別葉とすること。その他、適宜別葉とするものとし、その区分に関し、左上括弧内に記入すること。
 2. 番号は、制度上付与している番号の他、制度終了に併せて付与したものでもよい。
 3. 「性別」欄の「1」は男子、「2」は女子であり、該当する数字を記入すること。
 4. 「生年月日」欄の「1」は明治、「3」は大正、「5」は昭和、「7」は平成であり、該当する数字を記入すること。
 5. 「加入者期間」は、制度上の算定の方法にあわせて、「月単位」「年単位」などで記入すること。
 6. 「最低保全給付」は規約で定めるとおり計算したものとし、「型」欄の「1」は一時金給付、「2」は年金給付であり、該当する数字を記入すること。
 7. 「現価率」欄は、小数点以下第4位（小数点以下第5位を四捨五入すること。）まで記入すること。
 8. 「最低積立基準額」欄は、小数点以下第4位（小数点以下第5位を四捨五入すること。）まで記入すること。

規約型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号

事業所名

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数		加入者数	()
--------	--	------	-----

() 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件 数	金 額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一時金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一時金		
遺 族 給 付	年 金		
	一時金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、 %)

		納付決定額	納付済額	不納欠損額	未納額	/
リス 年 金 分 以 担 外 型 企 業	標準掛金					
	特別掛金					
	リスク対応掛金					
リス 年 金 分 以 担 外 型 企 業	年金掛金					
特 例 掛 金						
事 務 費 掛 金						
(再掲)加入者負担分						

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位: %)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								100.0

小数点第 2 位を四捨五入とし、設定しない場合は「 - 」を記入すること。

期待收益率	リスク
%	%

予定利率
%

調整率

小数点第 3 位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に 印を付すこと。

資産運用委員会の設置 有 無

策定日： 年 月 日

(2) 資産別残高及び資産構成割合

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート・エクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額						

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBAアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一国REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールード債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドファーチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

(3) 運用機関別資産残高等

(単位:百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行		生命保険		金融商品取引業者	
信託銀行		生命保険		投資顧問	

内訳欄は、適宜増やすこと。

	資産合計		資産合計
農業協同組合連合会		共同運用事業	

総幹事会社名	
運用コンサルタント会社名	

(単位:百万円、%)

区分	時価金額	構成割合(%)
バランス型運用計		
信託銀行		
生命保険		
投資顧問		

国内債券パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内債券その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内株式パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内株式その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国債券パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国債券その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国株式パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国株式その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
一般勘定計		
内 訳	生命保険	
	農業協同組合連合会	
その他		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
資産合計		100.0

- 1 内訳欄は、適宜増やすこと。
- 2 共同運用事業に係る資産は含めない。

記載上の注意

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今事業年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今事業年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今事業年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄は「-」とすること。

3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今事業年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前事業年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度にかかわらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今事業年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。
- (3) 「不納欠損額」欄には、今事業年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。
- (4) 「未納額」欄には、次により記入すること。
「未納額」 = 「納付決定額」 - 「納付済額」 - 「不納欠損額」
- (5) 「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」欄は、リスク分担型企業年金ではない確定給付企業年金の場合に、「リスク分担型企業年金掛金」欄は、リスク分担型企業年金の場合に記載すること。
- (6) 「(再掲)加入者負担分」欄には、掛金総額のうち加入者が負担した分を再掲として記入すること。

4. 年金通算状況

- 「件数」欄には、今事業年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

- (1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（共同運用事業に係る資産を含

む。但し、受託保証型確定給付企業年金を実施している場合であって、政策的資産構成割合を定めていないときは、その限りでない。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

- (2)「期待收益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待收益率及びリスクを記入すること。
- (3)「予定利率」欄には、今事業年度末現在における直近の財政計算で用いた予定利率を記載すること。ただし、複数の予定利率を用いている場合には、通常予測給付現価から掛金収入現価（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額の現価に相当する額）を控除した額で加重平均した値を記入すること。
- (4)「調整率」欄には、リスク分担型企業年金の場合に、当該事業年度末に適用されている調整率を記入すること。
- (5)「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

2 資産別残高及び資産構成割合

- (1)事業年度末日における資産の時価総額（共同運用事業に係る資産を含む。）について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）の別表備考に規定する区分に従い、記入すること。
- (2)「その他資産」について、区分表に従い、その内訳（資産の額）を備考欄に記入すること。

3 運用機関別資産残高等

- (1)「総幹事会社名」欄には、制度全体の取りまとめを行う運用受託機関を記入すること。
- (2)「運用コンサルタント会社名」欄には、運用コンサルタント契約を結んでいる場合に、記入すること。複数社と契約を結んでいる場合は、主たる契約会社を記入すること。
- (3)「バランス型運用」の項には、資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式等に分散して運用する商品（例えば、信託銀行、生命保険会社（特別勘定）、金融商品取引業者によるバランス型運用）を、採用商品毎に記入すること。
- (4)「パッシブ」の項には、各資産市場の收益率を示す指数（Nomura-BPI、東証株価指数（TOPIX）、FTSE世界国債インデックス、MSCI-Kokusai等（規模別、地域別指数等を含む））に連動した収益を獲得することを運用目標としている商品（信託銀行の合同口、生命保険会社特別勘定の特化型運用を含む）を、採用商品毎に記入すること。

様式C6 - イ

平成 年 月 日

企 業 年 金 基 金 事 業 報 告 書
(決算日 平成 年 月 日)

基金番号

企業年金基金

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	
加入者数	()

() 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件 数	金 額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一時金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一時金		
遺 族 給 付	年 金		
	一時金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額	納付済額	不納欠損額	未納額	/
リス ク 年 金 分 以 担 外 型 企 業	標準掛金					
	特別掛金					
	リスク対応掛金					
リス ク 年 金 分 以 担 外 型 企 業	年金掛金					
特 例 掛 金						
事 務 費 掛 金						
(再掲)加入者負担分						

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位: %)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								100.0

小数点第 2 位を四捨五入とし、設定しない場合は「 - 」を記入すること。

期待收益率	リスク
%	%

予定利率
%

調整率

小数点第 3 位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に 印を付すこと。

資産運用委員会の設置 有 無

策定日： 年 月 日

(2) 全体資産

資産別残高及び資産構成割合

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベートエクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額						

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一国REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドファーチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

運用機関別資産残高等

(単位:百万円)

		資産合計			資産合計			資産合計
信託銀行			生命保険			金融商品取引業者		
内訳	信託銀行		生命保険			投資顧問		

内訳欄は、適宜増やすこと。

	資産合計		資産合計		資産合計
農業協同組合連合会			自家運用		共同運用事業

総幹事会社名	
運用コンサルタント会社名	

(単位:百万円、%)

区分	時価金額	構成割合(%)
バランス型運用計		
内訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	

国内債券パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内債券その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内株式パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
国内株式その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国債券パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国債券その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国株式パッシブ計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
外国株式その他計		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
一般勘定計		
内 訳	生命保険	
	農業協同組合連合会	
その他		
内 訳	信託銀行	
	生命保険	
	投資顧問	
資産合計		100.0

1 内訳欄は、適宜増やすこと。

2 自家運用及び共同運用事業に係る資産は含めない。

(3) 自家運用に関する特記事項

運用方法別資産残高

(単位：百万円)

運用方法	時価総額
令第44条第1号	イ (特定信託含む)
	ロ (特定信託含む)
	ハ (特定信託含む)
	二 (上記除く)
令第44条第2号	イ (特定信託含む)
	ロ (特定信託含む)
	ハ (特定信託含む)
	二 (特定信託含む)
	ホ (特定信託含む)
	ヘ (2)
	ヘ (3)
	ヘ (4)

株式インデックス運用の状況

(単位：%)

	当該株式運用の收益率 ()	株式指数の変化率 ()	差 -	備 考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
年間トラッキングエラー				

() 内には、採用した具体的な指数を記入すること。

記載上の注意

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該基金に加入している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今事業年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今事業年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今事業年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄は「-」とすること。

3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今事業年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前事業年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度にかかわらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
 - 資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
 - その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今事業年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。
- (3) 「不納欠損額」欄には、今事業年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。
- (4) 「未納額」欄には、次により記入すること。
「未納額」 = 「納付決定額」 - 「納付済額」 - 「不納欠損額」
- (5) 「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」欄は、リスク分担型企業年金ではない確定給付企業年金の場合に、「リスク分担型企業年金掛金」欄は、リスク分担型企業年金の場合に記載すること。
- (6) 「(再掲)加入者負担分」欄には、掛金総額のうち加入者が負担した分を再掲として記入すること。

4. 年金通算状況

- 「件数」欄には、今事業年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. 資産運用状況

1 政策的資産構成割合等

- (1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（共同運用事業に係る資産を含

む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

- (2)「期待收益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待收益率及びリスクを記入すること。
- (3)「予定利率」欄には、今事業年度末現在における直近の財政計算で用いた予定利率を記載すること。ただし、複数の予定利率を用いている場合には、通常予測給付現価から掛金収入現価（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額の現価に相当する額）を控除した額で加重平均した値を記入すること。
- (4)「調整率」欄には、リスク分担型企業年金の場合に、当該事業年度末に適用されている調整率を記入すること。
- (5)「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

2 資産別残高及び資産構成割合

- (1)事業年度末日における資産の時価総額（共同運用事業に係る資産を含む。）について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）の別表備考に規定する区分に従い、記入すること。
- (2)「その他資産」について、区分表に従い、その内訳（資産の額）を備考欄に記入すること。

3 運用機関別資産残高等

- (1)「総幹事会社名」欄には、制度全体の取りまとめを行う運用受託機関を記入すること。
- (2)「運用コンサルタント会社名」欄には、運用コンサルタント契約を結んでいる場合に、記入すること。複数社と契約を結んでいる場合は、主たる契約会社を記入すること。
- (3)「バランス型運用」の項には、資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式等に分散して運用する商品（例えば、信託銀行、生命保険会社（特別勘定）、金融商品取引業者によるバランス型運用）を、採用商品毎に記入すること。
- (4)「パッシブ」の項には、各資産市場の收益率を示す指数（Nomura-BPI、東証株価指数（TOPIX）、FTSE世界国債インデックス、MSCI-Kokusai等（規模別、地域別指数等を含む））に連動した収益を獲得することを運用目標としている商品（信託銀行の合同口、生命保険会社特別勘定の特化型運用を含む）を、採用商品毎に記入すること。

4 株式インデックス運用の状況

自家運用において株式インデックス運用を行う基金が、当該事業年度における各月ごとの当該株式運用による收益率及び採用した株価指数の変化率とその差、年間のトラッキングエラーについて記載すること。

- (1)各月の当該株式運用の收益率については、取引コスト控除後で計算すること。
- (2)各月の株価指数の変化率については、採用した株価指数の変化率に配当を加えた数値で計算すること。
- (3)トラッキングエラーについては、次のとおりとすること。

運用期間1年以上の場合

当該年度各月の乖離率（当該株式の運用による收益率と採用した株価指数の変化率の差）と当該乖離率の年間平均（12で除する）との差の二乗の年間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数を記入すること。

運用期間 1年未満の場合

当該運用期間の各月の乖離率と当該乖離率の期間平均(当該運用月数で除する)との差の二乗の期間平均の平方根に1/2の平方根を乗じて得た数を記入すること。ただし、運用開始月について、月の途中で運用を開始した場合は、当該株式運用による收益率と採用した株価指数の変化率を同等に比較することはできることから記入しないこと。

- (4) トランクリングエラーが1.0%を超えた場合については、備考欄において、その要因の分析を記入すること。
- (5) 収益率、変化率及びトランクリングエラーは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記入すること。

様式C6 - ウ 事業報告書（給付設計に関する報告書）

1. 給付の区分 () <以下給付の区分ごとに作成すること。>

2. 給付の種類

老齢給付金

脱退一時金

遺族給付金

障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

全ての厚生年金保険の被保険者

一部

具体的な範囲 ()

(1) 加入者資格取得時期

入社時

入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時

その他 ()

選択制 (選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

過去期間通算あり

具体的に ()

(3) 加入者資格喪失時期

退職時 または 満 歳 月到達時

加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時

その他 ()

(4) 加入者期間の計算方法

月単位

年単位

その他 ()

4. 給付の額の算定方法

令第24条第1項第1号の方法

令第24条第1項第2号の方法

厚生年金の標準報酬月額

退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()

別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

定額

厚生年金の標準報酬月額

退職金規程・給与規定・その他 () に規定される ()

別途定めるポイント

(再評価の指標)

規則第29条第1号

規則第29条第2号 具体的な指標 ()

規則第29条第3号

令第24条第1項第4号の方法 ()

規則第25条第1号から第3号の方法

規則第25条第4号の方法(リスク分担型企業年金)

令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

5. 納付の額の改定

有 無
(額の改定の方法)

--

(額の改定の指標)

規則第29条第1号

規則第29条第2号 具体的な指標()

規則第29条第3号

規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標を上記に記載すること。

6. 納付の支給要件

納付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
障害給付金		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関する記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

規約(基金)番号
実施事業所(基金)名

号

決算に関する報告書

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(財政決算日:平成 年 月 日)

(注) 決算に関する報告書のうち、年金数理に関する確認が必要な事項

- 1 貸借対照表(年金経理の負債に関する事項に限る。)
- 2 損益計算書(年金経理の負債の変動に関する事項に限る。)
- 3 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類」

様式C7 - イ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類

1. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較

	当年度	前年度	2年前	3年前
純 資 産 額				
数理上資産額				
時価ベース利回り	%	%	%	%
継続基準(/) (1.00以上)				
責任準備金				
非継続基準(/) (1.00以上)				
最低積立基準額				
積立超過(/) (1.00以下)				
積立上限額				

非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88）以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98）以上である。

- (注) 1. 非継続基準(/)は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。
 2. MAX(数理債務、) × 1.5又はリスク分担型企業年金の場合は、積立超過及び の欄は記入を要しない。

2. 財政再計算の要否

	当年度	前年度	2年前	3年前
(数理上資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金(1.00以上)				

3. 純資産額及び数理上資産額

	当年度	前年度
流動資産		
固定資産		
流動負債		
支払備金		
純資産額 (+ - -)		
資産評価調整控除額		
資産評価調整加算額		
数理上資産額 (- +)		

(注) 4の が正の場合 、負の場合 に当該額の絶対値を記入するものとする。 (評価方法が時価方式の場合は、いずれも零。)

4. 資産評価調整額 (評価方法が時価方式の場合)

積立金の額の評価の方法は時価方式である。

4. 資産評価調整額 (評価方法が時価方式以外の場合)

		当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期 中 収 支 差						
期 中 収 支 元 本 平 残						
期 末 簿 價 資 産 額						
期 中 簿 價 ベ ー ス 収 益						
うちキャピタルゲイン以外						
期 中 予 定 収 益 (I = %)						
基 準 収 益						
期 中 時 価 ベ ー ス 収 益 (時価ベース利回り)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
収 益 差 (= -)						
の 平 滑 期 間 中 の 平 均						
期 末 数 理 的 評 価 資 産 額						
期 末 時 価 資 産 額						
時 価 と の 許 容 乖 離 幅						
資 産 評 価 調 整 額						
運 用 コ スト の 未 払 分						
固定資産の財政運営上の評価額						

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式 (該当の方式に、時価と比べて低い方の額を探る場合には)

時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式

イ 時価との許容乖離率

% (15%)

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

年 (5 年)

- (注) = 当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの (実現ベース)
= (各収入 × 期末までの日数 - 各支出 × 期末までの日数) / 期中日数
= のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。
= (前期の - 前期の +) × I (I は平滑化期間中の時価ベース利回り (の () 内) の単純平均)
= 評価損益平滑化方式の場合、時価移動平均方式の場合、収益差平滑化方式の場合
= 損益計算書における運用収益から運用報酬等及び運用損失の合計額を控除した額
の () 内 = ÷ (+ 前期の - 前期の) × 365 / 期中日数 (小数点以下2桁まで記入)
= + + + + 前期の - 前期の
= × 時価との許容乖離率
= - (絶対値は を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に を記入した場合、 - が正のときは0とする。)
= +

5. 数理債務及び責任準備金

		合計	区分A	区分B
給付現価		合計 (+ +)		
		通常予測給付現価 (~)		
		将来加入者		
		現在加入者 (将来分)		
		現在加入者 (過去分)		
		年金受給者		
		待定期者		
		その他の受給者		
		財政悪化リスク相当額		
		特例掛金収入現価		
給与現価		計 (、)		
		現在加入者		
		将来加入者		
標準掛金率 (数理上)				
標準掛金率 (規約上)				
標準掛金収入現価 (×)				
数理債務 (+ -)				
特別掛金収入現価				
リスク対応掛金収入現価				
数理上資産額				
うち、別途積立金として留保する額		①		
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		②		
追加拠出可能額現価 (+ ① + ②) ただし、負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)		③		
責任準備金 (- - - - - ③)		④		
[備考]				

(注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算すること

とし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(以下7及び8において同じ。)

(注2) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金の

うち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。

(注3) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。

6. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準掛金収入現価 (20年分)		千円
許容繰越不足金を算出するための率 ×		%
責任準備金		千円
許容繰越不足金を算出するための率 ×		%
		千円

(注) 許容繰越不足金は、規則第56条第1号の方法を選択した場合は～で計算した額、同条第2号

の方法を選択した場合は～で計算した額、同条第3号の方法を選択した場合は～で計算した

額と～で計算した額のうちいずれか小さい額とする。

7. 最低積立基準額

		計	区分A	区分B
最低積立基準額 (~)				
年 金 受 給 者				
待期者その他加入者であった者				
加 入 者				

最低積立基準額の算定に用いた予定利率 _____ %

8. 積立上限額

		計		
給 付 現 価	合 計 (~)			
	将 来 加 入 者			
	現 在 加 入 者 (将 来 分)			
	現 在 加 入 者 (過 去 分)			
	年 金 受 給 者			
	待 期 者			
その他の受給者				
給 与 現 価	計 (、)			
	現 在 加 入 者			
	将 来 加 入 者			
標 準 掛 金 率 (規 約 上)				
標 準 掛 金 収 入 現 価 (×)				
数 理 債 務 (-)				
最 低 積 立 基 準 額				
積 立 上 限 額 (MAX (,) × 1.5)				

数理上資産額が数理債務の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額を下回つて
いるため、積立上限額の計算を行わない。

確定給付企業年金法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零であるため、積立上限額
の計算を行わない。

(注1) 計算に用いる基礎率は、規則第62条第1号に規定しているもの用いること。

(注2) リスク分担型企業年金は記入しないこと。

様式C7 - ウ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）

純 資 産 額	
財政検証の基準日における最低積立基準額	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	
翌事業年度における積立金の増加見込額	
積立水準の回復に必要な掛金の額	
積立不足額	
翌事業年度に追加する特例掛金の額	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額	
又は に係る特例掛金（掛金率又は掛金額）	
うち 加入者負担分	

- (注) 1. 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1のチェック事項にあてはまる場合にあっては、この様式の提出は要しない。
2. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載し、
及び は、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。
3. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第1項第1号の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号の額を記載すること。
4. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、
の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、
の額を記載すること。
5. は負値となる場合でも負値を記載すること。
6. 決算に関する報告書の提出時までに 又は の額が定められてない場合にあっては、 又は
に の額を記載すること。このとき、 及び の記載は要しないものとし、掛金の規約変更申請の際に 及び を記載した書類を添付するものとする。

様式C7 - ウ' 積立比率回復計画の実施状況

1. 積立比率回復計画を策定することとなった財政検証の基準日 (最近のもの)

平成____年____月____日

2. 計画変更の必要性 (該当する に / を記し、必要事項を記入)

積立比率が回復し、計画を実施する必要なし

修正が必要

修正は必要なく、継続実施

⇒ 積立比率の推計

(金額単位: 百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 額							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額							
積 立 比 率 /							

運用利回りの前提 :

(注) 1. 積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24厚生労働省令第13号）附則第4条に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

2. 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1のチェック事項にあてはまる場合にあっては、この様式の提出は要しない。

様式C7 - 工 財政検証（積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過））

数理上資産額				
積立上限額				
積立上限超過額（-）				
利子相当額				
合計額（+）				
(A) 掛金の控除の方法 (7) 前詰め控除方式 (1) 均等控除方式 (B) 掛金の控除の開始時期 年 月 (C) 掛金の控除の終了見込み時期 年 月 (D) 控除後の掛金（掛金率又は掛金額）				
標準掛金 ()	特別掛金 ()	リスク対応掛金 ()	特例掛金 ()	期間 ～

() 内は加入者負担分

(注1) 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1において、積立超過が1.00以下の場合にあっては、この様式の提出は要しない。

(注2) 上記(注1)以外の場合であって、決算に関する報告書の提出時までに掛金の控除の方法が定められていない場合にあっては、からのみを記載するものとし、掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記載した書類を添付するものとする。

様式C7 - 才 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した
書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較

	当年度	前年度	2年前	3年前
純 資 産 額				
数 理 上 資 産 額				
時 価 ベ 一 ス 利 回 り	%	%	%	%
継 続 基 準 (/) (1.00 以上)				
責 任 準 備 金				
非 継 続 基 準 (/) (1.00 以上)				
最 低 積 立 基 準 額				
積 立 超 過 (/) (1.00 以下)				
積 立 上 限 額				

非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90 (事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88) 以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00 (事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98) 以上である。

(注) 1. 非継続基準 (/) は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。

2. MAX (数理債務、) × 1.5の場合は、積立超過及び の欄は記入を要しない。

2. 財政再計算の要否

	当年度	前年度	2年前	3年前
(数理上資産額 + 許容繰越不足金) / 責任準備金 (1.00以上)				

3. 純資産額及び数理上資産額

	当年度	前年度
流 動 資 産		
固 定 資 産		
流 動 負 債		
支 払 備 金		
純 資 産 額 (+ - -)		
資 産 評 価 調 整 控 除 額		
資 産 評 価 調 整 加 算 額		
数 理 上 資 産 額 (- +)		

(注) 4の + が正の場合 - 負の場合 + に当該額の絶対値を記入するものとする。 (評価方法が時価方式の場合
は、いずれも零。)

4. 資産評価調整額 (評価方法が時価方式の場合)

積立金の額の評価の方法は時価方式である。

4. 資産評価調整額 (評価方法が時価方式以外の場合)

	当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期 中 収 支 差					
期 中 収 支 元 本 平 残					
期 末 簿 價 資 産 額					
期 中 簿 價 ベ ー ス 収 益					
うちキャピタルゲイン以外					
期 中 予 定 収 益 (I = %)					
基 準 収 益					
期 中 時 価 ベ ー ス 収 益 (時 価 ベ ー ス 利 回 り)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
収 益 差 (= -)					
の 平 滑 期 間 中 の 平 均					
期 末 数 理 的 評 価 資 産 額					
期 末 時 価 資 産 額					
時 価 と の 許 容 乖 離 幅					
資 産 評 価 調 整 額					
運 用 コ ス ト の 未 払 分					
固定資産の財政運営上の評価額					
数理的評価の方法					
ア 数理的評価方式 (該当の方式に 、時価と比べて低い方の額を探る場合には)					
時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式					
イ 時価との許容乖離率	□ % (15%)				
ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間	□ 年 (5年)				

- (注) = 当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの (実現ベース)
= (各収入 × 期末までの日数 - 各支出 × 期末までの日数) / 期中日数
= のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。
= (前期の - 前期の +) × I (Iは平滑化期間中の時価ベース利回り (の () 内) の単純平均)
= 評価損益平滑化方式の場合 、時価移動平均方式の場合 、収益差平滑化方式の場合
= 損益計算書における運用収益から運用報酬等及び運用損失の合計額を控除した額
の () 内 = ÷ (+ 前期の - 前期の) × 365 / 期中日数(小数点以下2桁まで記入)
= + + + + 前期の - 前期の
= × 時価との許容乖離率
= - (絶対値は を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に を記入した場合、 - が正のときは0とする。)
= +

5. 数理債務及び責任準備金

		計
給付現価		
給与現価		
標準掛金率(規約上)		
標準掛金収入現価(×)		
数理債務(-)		
特別掛金収入現価		
責任準備金(-)		

(注) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(以下7及び8において同じ。)

6. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準掛金収入現価(20年分)		千円
許容繰越不足金を算出するための率		%
×		千円
責任準備金		千円
許容繰越不足金を算出するための率		%
×		千円

(注1) 許容繰越不足金は、規則第56条第1号の方法を選択した場合は～で計算した額、同条第2号の方法を選択した場合は～で計算した額、同条第3号の方法を選択した場合は～で計算した額と～で計算した額のうちいづれか小さい額とする。

(注2) 適格退職年金から権利義務を承継した場合にあっては、は30年から平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数(1年未満は切り捨て)を控除した年数分とすることができる。

7. 最低積立基準額

		計
最低積立基準額	(= × /)	
数理債務		
最低積立基準額	(前回財政計算時)	
数理債務	(前回財政計算時)	

最低積立基準額の算定に用いた予定利率 _____ %

(注) 再計算時など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの7の様式に記載すること。

8. 積立上限額

		計
積立上限額	(= × /)	
数理債務		
最低積立基準額	(前回財政計算時)	
数理債務	(前回財政計算時)	

数理上資産額が数理債務の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額を下回っているため、積立上限額の計算を行わない。

確定給付企業年金法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零であるため、積立上限額の計算を行わない。

(注) 再計算時など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの様式に記載すること。

様式 C7 - 力 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類 (非継続基準)
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

純 資 産 額	
財政検証の基準日における最低積立基準額	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	
翌事業年度における積立金の増加見込額	
積立水準の回復に必要な掛金の額	
積立不足額	
翌事業年度に追加する特例掛金の額	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額	
又は に係る特例掛金 (掛金率又は掛金額)	
うち 加入者負担分	

- (注) 1. 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1のチェック事項にあてはまる場合にあっては、この様式の提出は要しない。
2. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載し、
及び は、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。
3. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第1項第1号の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号の額を記載すること。
4. は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、
の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、
の額を記載すること。
5. は負値となる場合でも負値を記載すること。
6. 決算に関する報告書の提出時までに 又は の額が定められてない場合にあっては、 又は
に の額を記載すること。このとき、
及び の記載は要しないものとし、掛金の規約変更申請の際に 及び を記載した書類を添付するものとする。

様式C7 - 力' 積立比率回復計画の実施状況 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 積立比率回復計画を策定することとなった財政検証の基準日 (最近のもの)

平成____年____月____日

2. 計画変更の必要性 (該当する に / を記し、必要事項を記入)

積立比率が回復し、計画を実施する必要なし

修正が必要

修正は必要なく、継続実施

→ 積立比率の推計

(金額単位: 百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 額							
年度末最低積立基準額							
積 立 比 率 /							

運用利回りの前提 :

- (注) 1. 積立金の額が 最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。
2. 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1のチェック事項にあてはまる場合にあっては、この様式の提出は要しない。

様式C7 - キ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過）
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

数 理 上 資 産 額										
積 立 上 限 額										
積 立 上 限 超 過 額 (-)										
利 子 相 当 額										
合 計 額 (+)										
(A) 掛金の控除の方法 (ア)前詰め控除方式 (イ)均等控除方式 (B) 掛金の控除の開始時期 年 月 (C) 掛金の控除の終了見込み時期 年 月 (D) 控除後の掛金 (掛金率又は掛金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準掛金</th> <th>特別掛金</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>~</td> </tr> </tbody> </table> ()内は加入者負担分		標準掛金	特別掛金	期 間	()	()	~	()	()	~
標準掛金	特別掛金	期 間								
()	()	~								
()	()	~								

(注1) 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1において、積立超過が1.00以下の場合にあっては、この様式の提出は要しない。

(注2) 上記 (注1)以外の場合であって、決算に関する報告書の提出時までに掛金の控除の方法が定められていない場合にあっては、～から～のみを記載するものとし、掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記載した書類を添付するものとする。

貸借対照表

(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合)

[金額単位:円]

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
1. 純資産			
流動資産	()	()	()
現金・預貯金			
未収掛金			
未収受換金等			
未収脱退一時金相当額受入金			
未収返納金			
固定資産	()	()	()
信託資産			
保険資産			
共済資産			
投資			
小計			
3. 基本金			
基本金	()	()	()
繰越不足金			
当年度不足金			
小計			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
1. 純資産			
流動負債	()	()	()
未払運用報酬等			
未払業務委託費等			
未払特別法人税			
預り金			
支払備金	()	()	()
未払給付費			
未払移換金			
小計			
2. 負債			
責任準備金	()	()	()
責任準備金			
小計			
3. 基本金			
基本金	()	()	()
承継事業所償却積立金			
別途積立金			
当年度剩余金			
小計			
総合計			

財政悪化リスク相当額			
リスク充足額			

数理債務			
未償却過去勤務債務残高等			

(リスク分担型企業年金の場合)
(年金経理)

【金額単位:円】
(平成 年 月 日現在)

資産勘定		当年度	前年度	増減
1. 純資産				
流動資産		()	()	()
現金・預貯金				
未収掛金				
未収受換金等				
未収脱退一時金相当額受入金				
未収返納金				
固定資産		()	()	()
信託資産				
保険資産				
共済資産				
投資				
小計				
3. 基本金				
基本金		()	()	()
繰越不足金				
当年度不足金				
小計				
総合計				

負債勘定		当年度	前年度	増減
1. 純資産				
流動負債		()	()	()
未払運用報酬等				
未払業務委託費等				
未払特別法人税				
預り金				
支払備金		()	()	()
未払給付費				
未払移換金				
小計				
2. 負債				
責任準備金		()	()	()
責任準備金				
小計				
3. 基本金				
基本金		()	()	()
承継事業所償却積立金				
別途積立金				
当年度剩余金				
小計				
総合計				

財政悪化リスク相当額			
リスク充足額			

調整前通常予測給付現価			
調整後通常予測給付現価			

損益計算書

【金額単位:円】

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(年金経理)

費用勘定			
	当年度	前年度	増減
1. 経常収支			
給付費	()	()	()
老齢給付金			
脱退一時金			
遺族給付金			
障害給付金			
移換金	()	()	()
移換金			
運用報酬等	()	()	()
運用報酬等			
業務委託費等	()	()	()
業務委託費等			
特別法人税	()	()	()
特別法人税			
運用損失	()	()	()
信託資産に係る当期運用損失			
保険資産に係る当期運用損失			
共済資産に係る当期運用損失			
投資資産に係る当期運用損失			
小計			
2. 特別収支			
特別支出	()	()	()
特別支出			
繰入金	()	()	()
業務会計への繰入金			
福祉事業会計への繰入金			
小計			
3. 負債の変動			
責任準備金増加額	()	()	()
責任準備金増加額			
小計			
4. 基本金			
繰越不足金処理金	()	()	()
繰越不足金処理金			
承継事業所償却積立金積増金	()	()	()
承継事業所償却積立金積増金			
別途積立金積増金	()	()	()
別途積立金積増金			
当年度剩余额	()	()	()
当年度剩余额			
小計			
総合計			

収益勘定			
	当年度	前年度	増減
1. 経常収支			
掛金等収入	()	()	()
受換金等	()	()	()
脱退一時金相当額受入金	()	()	()
運用収益	()	()	()
小計			
2. 特別収支			
特別収入	()	()	()
受入金	()	()	()
小計			
3. 負債の変動			
責任準備金減少額	()	()	()
小計			
4. 基本金			
承継事業所償却積立金取崩金	()	()	()
別途積立金取崩金	()	()	()
当年度不足金	()	()	()
小計			
総合計			

貸借対照表

<基金型企業年金>

【金額単位:円】

(業務経理業務会計)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
流動資産	()	()	()
現金・預貯金			
未収事務費掛金			
未収金			
有価証券			
固定資産	()	()	()
土地			
建物及び工作物			
車両			
器具及び備品			
電話加入権			
権利金敷金			
繰延勘定	()	()	()
前払金			
基本金	()	()	()
繰越不足金			
当年度不足金			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
流動負債	()	()	()
預り金			
引当金			
未払金			
未払業務委託費等			
固定負債	()	()	()
長期借入金			
基本金	()	()	()
基本金			
繰越剰余金			
当年度剰余金			
総合計			

損益計算書

【金額単位:円】

(業務経理業務会計)

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

費用勘定			
	当年度	前年度	増減
事務費	()	()	()
役職員給与			
役職員諸手当			
旅費			
退職手当引当費			
需用費			
会議費			
代議員会費	()	()	()
代議員報酬補償費			
代議員旅費			
代議員会需用費			
代議員会会議費			
業務委託費等	()	()	()
業務委託費等			
機械処理経費	()	()	()
機械処理経費			
繰入金	()	()	()
年金経理への繰入金			
福祉事業会計への繰入金			
基本金への繰入金			
雜支出	()	()	()
雜支出			
不納欠損	()	()	()
不納欠損			
剩余金	()	()	()
当年度剩余金			
総合計			

収益勘定			
	当年度	前年度	増減
掛金収入	()	()	()
事務費掛金収入			
受入金	()	()	()
年金経理からの受入金			
福祉事業会計からの受入金			
寄付金	()	()	()
寄付金			
雑収入	()	()	()
受取利息及び配当収入			
雑収入			
不足金	()	()	()
当年度不足金			
総合計			

貸借対照表

<基金型企業年金>

【金額単位:円】

(業務経理福祉事業会計)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
流動資産	()	()	()
現金・預貯金			
未収事務費掛金			
未収金			
有価証券			
仮払金			
固定資産	()	()	()
土地			
建物及び工作物			
車両			
器具及び備品			
電話加入権			
権利金敷金			
繰延勘定	()	()	()
前払金			
基本金	()	()	()
繰越不足金			
当年度不足金			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
流動負債	()	()	()
預り金			
引当金			
未払金			
固定負債	()	()	()
長期借入金			
基本金	()	()	()
基本金			
繰越剰余金			
当年度剰余金			
総合計			

損益計算書

【金額単位:円】

(業務経理福祉事業会計)

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

費用勘定			
	当年度	前年度	増減
事務費	()	()	()
役職員給与			
役職員諸手当			
旅費			
退職手当引当費			
需用費			
会議費			
材料費			
繰入金	()	()	()
業務会計への繰入金			
基本金への繰入金			
福祉事業費	()	()	()
福祉施設費			
補助金			
福祉給付金			
諸謝金			
雑支出	()	()	()
雑支出			
不納欠損	()	()	()
不納欠損			
剰余金	()	()	()
当年度剰余金			
総合計			

収益勘定			
	当年度	前年度	増減
掛金収入	()	()	()
事務費掛金収入			
施設収入	()	()	()
施設収入			
受入金	()	()	()
年金経理からの受入金			
業務会計からの受入金			
寄付金	()	()	()
寄付金			
戻入金	()	()	()
基本金戻入金			
雑収入	()	()	()
受取利息及び配当収入			
雑収入			
不足金	()	()	()
当年度不足金			
総合計			

残余財産処分計算書

平成 年 月 日

1 平成 年 月 日現在総処分可能金額

(1) - (2) 円

(1) 平成 年 月 日現在残高 円

(2) 残余財産の処分に要した費用 円

2 残余財産の分配方法

3 残余財産分配額の受領資格別分配金額

内訳別紙のとおり

別紙

受領資格者別分配金額明細書

(頁)

平成 年 月 日

上場株式による掛金の納付に係る全体計画

規約(基金)番号 _____
 事業所(基金)名 _____
 住 所 _____

1. 掛金について

	掛 金 額 (1 事業年度)	掛 金 額 (納付 1 回当たり)	1 事業年度における 納付回数
補 足 掛 金	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	

2. 納付する株式

株式銘柄	上場市場	株 式 数	1 株当たりの価額 (年月日)	時 価 総 額
			円()	円
			円()	円
			円()	円
			円()	円
総 額				円

3. 納付計画

年 月	掛金の額	株 式 に 関 す る 事 項				現 金 納 付 額
		株式銘柄	株式数	1 株当たりの価額 額(予定)	総額(予定)	
円	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	
円	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	

株式受領書

株式受領書

(住所)

(氏名)

殿

平成 年 分 掛金	
特別掛金	円
リスク対応掛金	円
特例掛金	円
計	円

(拠出する株式の内訳)

	銘柄	株数	評価額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
計			円

平成 年 月 日領収

領収者

平成 年 月 日

株式による掛金の納付に係る個別株式割合報告書（平成 年度）

規約(基金)番号事業所(基金)名住 所

〔平成 年 分〕

(単位:百万円、%)

株式銘柄	資産総額	評 価 額	総額に対する割合	保 有 株 式 数	発行済み 株式総数	株式総数に対する割合

(注)各欄は、適宜増やすこと。

「株式銘柄」の項は、掛金の納付に係る個別株式の銘柄を全て記入すること。

「資産総額」の項は、株式による掛金の納付があった掛金納付時（以下「実施時」という。）の前月末日時点の時価により算定した、規約型企業年金又は基金の資産総額を記入すること。

「評価額」の項は、当該実施時において掛金の納付に係る個別株式の価額と既に運用機関において単独運用されている当該株式に係る納付実施時の前月末日時点の時価により算定した額の合計額を記入すること。

「総額に対する割合」の項は、評価額を資産総額で除した数に百を乗じて得た数を記入すること。なお、この場合小数点第2位を四捨五入のうえ小数点第1位までの数とすること。

「保有株式数」の項は、当該実施時において、掛金の納付に係る個別株式数と既に運用機関において単独運用されている当該株式に係る実施時の前月末日時点における株式数の合計を記入すること。

「発行済み株式総数」の項は、掛金の納付に係る個別株式の実施時の前月末日時点における発行済み総数を記入すること。

「株式総数に対する割合」の項は、保有株式数を発行済み株式総数で除した数に百を乗じて得た数を記入すること。なお、この場合小数点第2位を四捨五入のうえ小数点第1位までの数とする。

上記において、末日時点における時価及び株式数の把握が困難な場合は、末日の直近のものとして差し支えないこと。

この報告書は、株式による掛金の納付がされた時ごとに記入すること。

第
平成 年 月 日
号

厚生(支)局長 殿

基金番号
住 所
基金名称
理 事 長

企業年金基金の確定給付企業年金法施行令
第42条第2項の規定による届出について

標記について、下記の関係書類を添えて届出します。

1. 令第44条第2号に掲げる運用方法の
開始日 平成 年 月 日
2. 令第44条第2号に掲げる方法による
運用業務に係る運用執行理事 氏名
略歴 別紙
3. 管理運用担当者 氏名
(担当者の種類 :) 略歴 別紙

記

(適宜記載すること)

様式 C13 令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類

1. 給付現価

(計算基準日： 年 月 日)

	給付現価
老齢給付金	
障害給付金	
遺族給付金	

) 障害給付金

当該基準で実施している はい いいえ
基準に合致しているか はい いいえ

(基準に合致していない場合)

合致していないことが判明した計算基準日 (年 月 日)
給付設計の変更の予定等について

) 遺族給付金

当該基準で実施している はい いいえ
基準に合致しているか はい いいえ

(基準に合致していない場合)

合致していないことが判明した計算基準日 (年 月 日)
給付設計の変更の予定等について

2. 基礎率等

) 障害給付に係る発生確率等 (発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。)

) 遺族給付に係る発生確率等 (発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。)

3. 当該基準での給付の継続について

) 障害給付金

当該基準での給付を継続する
当該基準での給付を行わないこととする
(行わないこととする時期 : 年 月 日)

) 遺族給付金

当該基準での給付を継続する
当該基準での給付を行わないこととする
(行わないこととする時期 : 年 月 日)

様式 D

事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書

確定給付企業年金法第百条第一項の規定に基づき提出する平成 年度の事業及び決算に関する報告書については、事業年度末である平成 年 月 日の後、平成 年 月 日をもって当基金の解散が認可されたため、事業及び決算に関する報告書を議決する代議員会を開催出来ず、平成 年度の事業及び決算に関する報告書のうち、代議員会会議録は添付しておりません。

(注)「当基金の解散が認可され」は確定給付企業年金法第八十一条に規定する企業年金基金から規約型企業年金への移行の場合には、「規約型企業年金への移行により当基金が解散の認可があったとみなされ」とすること。

(規約型企業年金規約承認申請書) < 加入者が存在しない場合 >

第 号

(元号) 年 月 日

厚生(支)局長

住 所

事業所名称

事業主名

規約型企業年金規約承認申請書

(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合)

(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金)

標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。なお、本申請により実施しようとする確定給付企業年金には加入者が存在しないことを申し添えます。

記

1. 規約型企業年金規約(案)
2. 労働組合又は被用者被保険者等の過半数を代表する者の同意書
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
4. 適格退職年金規約
5. 掛金の計算の基礎を示した書類
6. 資産管理運用契約に関する書類
7. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

(注) 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金規約の承認申請の場合、5.の書類の提出を要しないこと。

平成 年 月 日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書

<閉鎖型受託保証型確定給付企業年金>

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号

事業主名

1. 給付状況

件数及び金額

		件 数	金 額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一時金		
障 害 給 付	年 金		
	一時金		
遺 族 給 付	年 金		
	一時金		

2. 積立状況

(単位:千円)

純資産額	
責任準備金	
最低積立基準額	
/	
/	

記載上の注意

1. 納付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とすること。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。

2. 積立状況

- (1) 「純資産額」欄には、契約者価額を記載すること。
- (2) 「責任準備金」欄には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率により計算された責任準備金を記載すること。
- (3) 「最低積立基準額」欄には、最低積立基準額（ただし数理債務と同額とする。）を記載すること。
- (4) 「 / 」欄及び「 / 」欄には、小数点以下第2位まで記載（小数点以下第3位未満は切り捨て。）すること。

様式 E3

(規約型企業年金規約承認申請書)

第 号

(元号) 年 月 日

厚生(支)局長

住 所

事業所名称

事業主名

規約型企業年金規約承認申請書

(受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。))

標記について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 規約型企業年金規約(案)
2. 労働組合又は被用者被保険者等の過半数を代表する者の同意書
3. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
4. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
5. 労働協約等の写し
6. 退職金規程及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
7. 労使合意に至るまでの経緯
8. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書

<受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）>

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号

事業所名

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

実施事業所数		加入者数	()
--------	--	------	-----

() 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件 数	金 額 (円)
老 齢 給 付	年 金		
	一時金		
脱 退 一 時 金			
遺 族 給 付	年 金		
	一時金		

3. 掛金拠出状況

(単位：円、 %)

	納付決定額	納付済額	不納欠損額	未納額	/
標準掛金					
特別掛金					
特例掛金					
事務費掛金					

4. 年金通算状況

(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	
残余財産	厚生年金基金	
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	

(2) 他制度への資産の移換

	移換元	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
	企業年金連合会	
	企業型確定拠出年金	
	個人型確定拠出年金	
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
積立金	企業型確定拠出年金	
	中小企業退職金共済	

5. 積立状況

(単位:千円)

純資産額	
責任準備金	
最低積立基準額	
/	
/	

6. 備考

記載上の注意

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。

3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度に関わらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。

資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき

その他事業主が拠出額を決定したとき

- (2) 「納付済額」欄には、今年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。
- (3) 「不納欠損額」欄には、今年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。
- (4) 「未納額」欄には、次により記入すること。
「未納額」 = 「納付決定額」 - 「納付済額」 - 「不納欠損額」

4. 年金通算状況

「件数」欄には、今年度中に受け入れ又は移換した脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

5. 積立状況

- (1) 「純資産額」欄には、契約者価額を記載すること。
- (2) 「責任準備金」欄には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率により計算された責任準備金を記載すること。
- (3) 「最低積立基準額」欄には、最低積立基準額（数理債務の額に基づき合理的に計算した額を用いる場合はその額）を記載すること。
- (4) 「 / 」欄及び「 / 」欄には、小数点以下第2位まで記載（小数点以下第3位未満は切り捨て。）すること。
- (5) 最低積立基準額として数理債務の額に掛金徴収又は給付支給の遅延により又は契約者価額の計算と数理債務の計算における利息を付加する時期の差違により生じる過不足（契約者価額の2%を下回るものに限る）を加減した額を用いている場合は備考欄に加減した額の内訳を記載すること。

様式 F1

(規約型企業年金支払終了報告書)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

規約番号

住所

事業所名称

事業主名

規約型企業年金 支払終了報告書

下記の規約型企業年金について、全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給が完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金(以下、「支払終了企業年金」という。)になることが確認されたことを報告します。

併せて、清算人候補についても下記のとおり報告します。

記

1. 支払終了企業年金

規約番号	
住所	
事業所名称	
事業主	

2. 支払終了日

支払終了日

3. 清算人候補

氏名	
住所	
現職	

様式 F2

(支払終了企業年金清算人退任届)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

規約番号
住所
事業所名称
事業主名

支払終了企業年金 清算人退任届

確定給付企業年金法施行規則第102条に基づき、下記の支払終了企業年金の清算人から清算が完了し、退任する旨の連絡があったため、清算人の退任について届出ます。

記

1. 支払終了企業年金

規約番号	
住所	
事業所名称	
事業主	

2. 清算人

氏名	
住所	

様式 F3

(支払終了企業年金清算人変更届)

第 号
(元号) 年 月 日

厚生(支)局長 殿

規約番号
住所
事業所名称
事業主名

支払終了企業年金 清算人変更届

確定給付企業年金法施行規則第102条に基づき、下記の支払終了企業年金の清算人が死亡等した旨について届出ます。

併せて、清算人候補についても下記のとおり報告します。

記

1. 支払終了企業年金

規約番号	
住所	
事業所名称	
事業主	

2. 清算人

氏名	
住所	

3. 清算人候補

氏名	
住所	
現職	